



# 一時入居支援はじめます

**2023年6月1日～3年間実施予定**

原材料の高騰により物価があがる中、年金や賃金の上昇はそれに追いつかず、生活はますます厳しくなっています。また新型コロナ対応でくらしや営業を守るため借り入れた返済もはじまります。こうした中で住居を確保することが困難な方を対象とし、一時入居支援を居住支援法人として実施します。安定した居所での暮らしまで関係機関と連携して支援しますので、お気軽にご連絡ください。

**事業目的** 安定した居所に入居し生活できるまでの間、一時的に入居することができる住宅を提供します。

**対象** 低所得者、ホームレス、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、DV被害者など住宅確保要配慮者

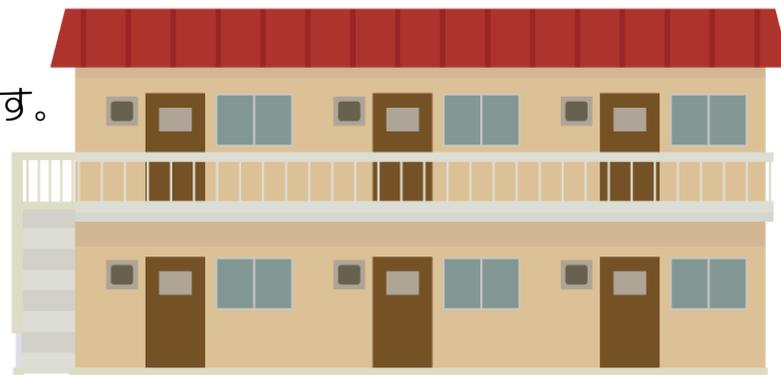
**期間** 利用期間は原則2ヶ月利用。生活に必要な最低限の家電等を設置しています。福祉機関への同行などの支援も必要に応じて実施します。通年での運営となりますが、定員もあることから都度ご相談ください。

**エリア** 前橋区域は社会福祉法人協同福祉会が、担当します。  
本サポートハウスは前橋で2部屋、他エリアでも確保を検討中です。

**費用** 賃料無料  
水道光熱費等実費負担は原則負担をお願いしますが  
入居者の所得状況により相談に応じます。

**連絡先** 前橋地域担当：社会福祉法人協同福祉会  
電話：027-287-4165（特別養護老人ホームほなみ：担当 新井・佐藤）

この事業は群馬県共同募金会新しい活動をつくりだす助成事業により群馬県居住支援サービス連絡協議会が実施します。



2023年5月吉日

関係機関御中

群馬県居住支援サービス連絡協議会  
会長 佐塚 昌史  
社会福祉法人協同福祉会  
理事長 新井 浩之

## 一時入居支援(サポートハウス)事業開始のご案内

日頃からの御協力と御支援に心から感謝申し上げます。

さて、私どもは2017年の住宅セーフティネット法によって定義された居住支援(生活困窮者や障害者、DV被害者や刑余者など住宅確保要配慮者への住宅入居の相談支援と、入居後の生活の相談支援)を実施している連絡協議会です。この度標記事業を実施するにあたり、関係機関等へご案内させていただきます。

諸物価高騰やコロナ禍での貸し付けの返済開始など、国民生活がひっ迫する中、住宅確保要配慮者が安心して生活することが出来るよう、緊急的に住居が必要な方々が一時的に入居し、安定した居所の確保への支援を継続して実施させていただくための住居です。福祉的課題を有する要配慮者が関係機関等へご相談された際に、一時的な住居の確保が必要な場合、当連絡会、当法人にご相談ください。連携して入居の支援とその後の生活の自立に向けた支援を実施させていただきます。よろしくお願いいたします。

### 記

1. 事業目的 住宅確保要配慮者が安定した居所に入居できるまでの間、一時的に入居することができる住宅を提供すること。
2. 対象 低所得者、ホームレス、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、DV被害者など住宅確保要配慮者(国土交通省)
3. 支援内容 利用期間はお一人原則2ヶ月間とします。事業としては2023年6月1日～2026年3月末までの3年間を予定。通年での運営となりますが、定員もあることから都度ご相談ください。日常生活を営む最低限の家電、生活資材は設置します。福祉課題を持つ場合、機関への同行など支援を行います。
4. エリアと定員 前橋区域は社会福祉法人協同福祉会が担当し、他のエリアでも検討中です。なお本サポートハウスは前橋で2部屋を確保しています。場所については利用の性格上公表できませんので、ご相談時にお問い合わせ下さい。
5. 費用 賃料無料。水道光熱費等実費負担は原則ご負担いただきますが、入居者の所得状況によりご相談に応じます。
6. 連絡先

前橋エリア 社会福祉法人協同福祉会

電話:027-287-4165(特別養護老人ホームほなみ:担当 新井・佐藤)

以上